

公認ドッグサップスクール申請要項

第1条

公認ドッグサップスクール規程第5条に基づき、本申請要項を定める。

(公認の申請)

第2条

公認ドッグサップスクールは(以下「公認スクール」)は、所定の書式に従い、本協会に申請しなければならない。

(公認の審査)

第3条

申請後、本協会と開設者及び運営責任者との面談を行い、公認の審査を行う。

(公認の手続き)

第4条

公認の審査合格通知を受けた学校は公認料を納付しなければならない。

(1) 公認料金表

新規公認料	12,000 円
更新料	10,000 円

(2) 申請後は理由の如何を問わず料金の返戻を認めない。

(更新)

第5条

前年度公認を受けた公認スクールが引き続き公認を得ようとする場合は、下記更新条件を満たしていなければならない。

満たされていない場合は、如何なる理由があっても新規からの登録とする。

(1) 年度登録の5月31日までに更新申請書が提出されていること。